

吉見町ひとり親家庭等医療費「現物給付」取扱いのお願い

〈概要〉

吉見町ひとり親家庭等医療費支給事業につきましては、令和2年8月診療分から「現物給付」を実施してまいります。

保険診療の一部負担金につきましては、従前からあります国の公費負担医療に係る請求書の記載方法と同様に、診療報酬明細書へひとり親家庭等医療費の公費負担番号を記載し、社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に請求をしていただくものです。

〈対象について〉

対象者	ひとり親家庭等の児童及び児童の母（父）又は養育者 ※児童は一定の障害がある20歳未満の者のみ対象
対象期間	入通院：子どもが18歳到達年度末まで (一定の障害がある児童は20歳未満まで)
自己負担金	なし
入院時食事療養標準負担額	なし
制度の優先順位	重度心身障害者医療費>こども医療費>ひとり親家庭等医療費

〈現物給付限度額〉

1か月あたりの現物給付は、1医療機関等（総合病院は1診療科目）の入・通院別で月額21,000円未満となります。21,000円以上の場合は、従来どおり保護者による窓口払い（償還払い）となりますので、当初、現物給付で診療を開始し、同月の途中で21,000円以上となった場合、該当する診療科目の当月分は償還払いとなります。

診療月において、限度額21,000円を超えそうな受給者については、現物給付ではなく、月の途中で同月当初に遡り償還払いになることを事前に御説明くださるようお願いいたします。

〈一部負担金（現物給付の診療報酬分）支払方法〉

一部負担金分の支払については、審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託しています。医療機関等からの請求に基づきまして各審査支払機関より医療機関等への振込みとなります。

当該月分の一部負担金分は、社会保険診療報酬支払基金埼玉支部または埼玉県国民健康保険団体連合会より翌々月に支払われることとなります。

《公費負担番号（8桁）》

埼玉県で指定された公費負担番号です。医療制度ごとに番号が異なります。
窓口で必ずひとり親家庭等医療費受給資格証等の確認をお願いします。

吉見町ひとり親家庭等医療費	83 11 055 1
---------------	-------------

《他公費優先》

他の公費負担医療制度に自己負担額がある場合は、該当する場合があります。
ひとり親家庭等医療費支給事業は、他の公費負担医療制度が優先する制度です。他の
公費に自己負担額がある場合は、その自己負担額分が現物給付の対象となります。

《その他》

協定書を締結する医療機関等については、「協定医療機関」のステッカーを送付いた
しますので、保護者の方に分かるような場所に掲示くださるようお願いいたします。

《問い合わせ先》

子育て支援課 児童支援係 0493-63-5014（直通）